

一般財団法人日本消化器病学会 アジアとの国際協力推進委員会
若手外国人医師の留学・研修費用助成制度 申請要綱

1. 趣旨

日本消化器病学会は、アジア・大洋州地域の消化器病学・医療水準の向上に寄与することを目的として、本邦に留学・研修中のアジア・大洋州地域からの外国人医師を対象とした研修費用助成制度を設け、我が国の消化器病分野の優れた医学、医療知識・技術等習得のための研修費用の一部を助成するもの。

2. 助成対象となる国・地域

Asian Pacific Association of Gastroenterology (APAGE) 加盟国・地域

※2021 年現在、日本以外の APAGE 加盟学会は下記の通り。

アフガニスタン、インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、ネパール、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、パキスタン

3. 申請資格

- ・ 出身国の医師免許を有すること。
- ・ 申請時において、満 45 歳未満であること。
- ・ 日本国内にて既に留学・研修中であり、その留学・研修期間（予定含）が 1 年以上であること。
- ・ 留学・研修中の施設から、受入証明書等が発行されていること。
- ・ 本学会支部評議員以上の推薦があること。（評議員 1 名が推薦できるのは、当該年度 1 名のみ）

※ 同一人物に 2 年連続で助成することはありません。

4. 申請手続き

申請フォーマットに必要事項を記入の上、留学・研修生の自筆サインおよび推薦書（推薦者の自筆署名捺印）を添えて、封筒に「若手外国人留学生への研修費用助成制度 申請」と朱書きの上、本学会事務局まで郵送（簡易書留）にてお送り下さい。

なお、当該年度、同教室または同部門につき 1 名のみ申請可能と致しますので、申請手続き前に必ず教室・部門内で調整を行ってください。

〔郵送先〕

〒105-0004 東京都港区新橋 2-6-2 新橋アイマークビル 6F

一般財団法人日本消化器病学会

アジアとの国際協力推進委員会 若手外国人医師の留学・研修費用助成制度申請係

5. 申請期間

毎年 4 月 1 日から 5 月末日（消印有効） ※期間外に提出されたものは無効とします。

6. 選考

本学会アジアとの国際協力推進委員会にて審査決定し、その結果を理事長に報告します。

7. 留学・研修助成金

助成金は 1 件 50 万円とし、当該年度 10 名を限度とする。

なお、助成金の振込先は申請者の個人口座とし、振込完了後に申請者・推薦者および留学・研修受入施設の事務担当者に通知する。

8. 採否の通知

前記 6 に基づく選考結果は、理事長から当該者に通知する。

9. 施行日

この申請要綱は、2022 年 3 月 11 日から実施する。

以上